

平成 27 年

第 7 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 平成 27 年 7 月 30 日 (木) 午後 2 時

場 所 赤穂市立赤穂西小学校会議室

赤穂市教育委員会

平成27年第7回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

第64号議案 平成28年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について

その他 問題行動、いじめ・不登校の状況について

第 6 4 号議案

平成 2 8 年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 6 号の規定により、平成 2 8 年度使用赤穂市立学校教科用図書について、別紙のとおり方針決定したい。

平成 2 7 年 7 月 3 0 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

平成28年度使用赤穂市立学校教科用図書採択方針

赤穂市教育委員会

(採択の主体)

第1条 赤穂市立学校で使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第6号の規定により、赤穂市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(採択の基本方針)

第2条 教科書の採択にあたっては、本市児童・生徒の実態を考慮するとともに、隣接地域の同種の学校並びに教育委員会の状況を勘案するものとし、次の各号に掲げるところにより選ぶものとする。

- (1) 地域社会の特質並びに西播磨地区の児童・生徒の実態に即したものを使用する。
- (2) 学習指導要領の趣旨がよく具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実に資しやすいものであるとともに、学習の状況に応じ、多様な活用ができるものを使用する。
- (3) 児童・生徒の心身の発達段階に適応し、児童・生徒の生活及び興味・関心に対する配慮がなされているものを使用する。
- (4) 人権尊重の視点にたった適正なものを使用する。

(地区協議会)

第3条 委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条第1項の規定により、兵庫県教育委員会が設定した西播磨所属区域内の各市町教育委員会と共同して、西播磨採択地区協議会（以下「地区協議会」という。）を設置する。

2 地区協議会の規約等は、地区協議会の委員の合議により別に定める。

(委員)

第4条 地区協議会の委員として教育長、校長、教諭及び保護者代表をあてる。

(採択の決定)

第5条 委員会は、第3条の地区協議会における協議の結果に基づき採択するものとする。

(採択条件)

第6条 小学校における、平成28年度使用教科書については、平成27年度と同一の教科書を採択する。

2 中学校における、平成28年度使用教科書については、「中学校用教科書目録（平成28年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択するものとする。

3 義務教育諸学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、毎年採択替えを行うことができる。

(委任)

第7条 この方針に定めるもののほか必要な事項は教育長が定める。

(補則)

第8条 この方針は、平成28年度使用教科書の採択について定めるものとする。

その他

問題行動、いじめ・不登校の状況について

赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不当である事件に該当するため非公開